

(1) 保存地区の概要

【地 区 名】 亀山市関宿

【種 別】 宿場町

【面 積】 約25ヘクタール

【選定年月日】 昭和59年12月10日

【特 徴】

亀山市伝統的建造物群保存地区は、旧東海道江戸日本橋から47番目の宿場であり、宿の東で伊勢別街道、西で大和街道が分岐する。

保存地区は、旧東海道の東の追分から西の追分に至る街道に沿った町並み、約1,800メートルとその北側に接する社寺を含む地域である。この地区内の建造物のうち、江戸・明治のものは約半数を占め、昭和戦前までの伝統的要素をもつ木造建築を含めると7割に達する。

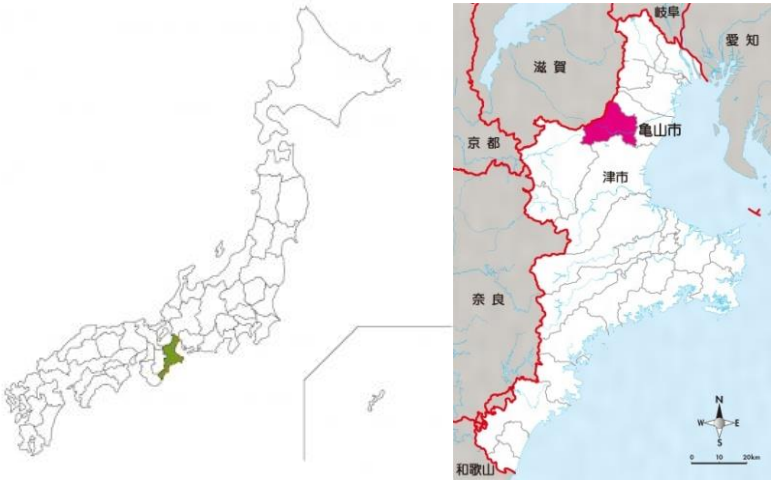
保存地区は、中町・木崎・新所・北裏の4区域に分けることができ、中町は宿場の中枢部で本陣・脇本陣・大規模な旅籠などが集中していた。現存する町家もその面影を伝え、比較的軒高が高く、二階壁面は塗籠で、虫籠窓をもつなど華やかな意匠によるものが多い。

この東側の木崎は、平屋建又はつし二階建で比較的軒高が低く、二階壁面も真壁とするものが多い。東端の東の追分には、鳥居・常夜灯・道標がある。

中町の西側の新所は、格子や庇の幕板など伝統的な手法をもつ家が残るが、全体として地味で落ち着きある町並みをつくっている。中央部には地蔵院が位置し、この町並みの中核を形づくっている。西の追分には道標がある。

町並み背後の北裏には、社寺が多く、街道筋の町家の町並みとは異なり、自然環境にめぐまれた景観を形成している。

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区は、旧東海道の宿場として、その形態を良く残し、建物の保存状況も良く、周辺の自然環境も豊かで、宿場の歴史的風致を良く伝えている。



(2) 保存地区のあゆみ

昭和55年(1980年)	保存対策調査(国庫補助)
昭和55年(1980年)	「関町伝統的建造物群保存地区保存条例」制定
昭和56年(1981年)	「関町関宿伝統的建造物群保存地区保存計画」策定
昭和57年(1982年)	保存地区決定(都市計画決定)
昭和59年(1984年)	『重要伝統的建造物群保存地区』選定 ※「関町関宿伝統的建造物群保存地区」
昭和60年(1985年)	保存修理修景事業着手(国庫補助)
平成17年(2005年)	市町村合併により『亀山市関宿伝統的建造物群保存地区』へ地区名称変更
平成22～23年(2011年)	保存対策調査(国庫補助) ※見直し
平成23～24年(2012年)	保存対策調査(国庫補助) ※防災

(3) 保存地区の保存と整備

修理・修景事業の例

【伝統的建造物】



修理



【伝統的建造物】



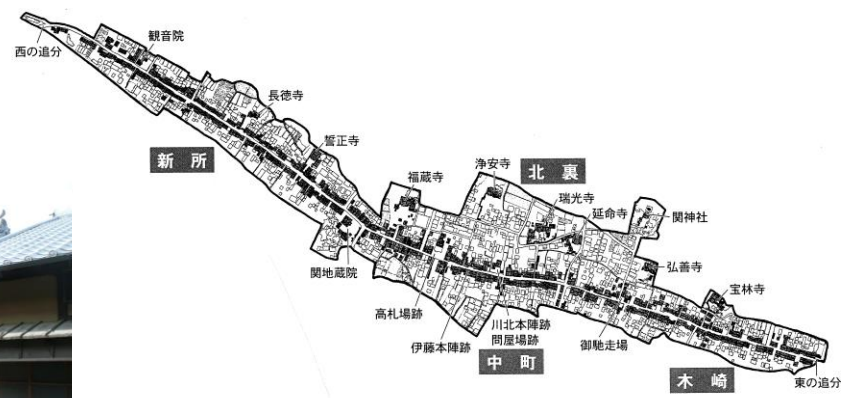
修理



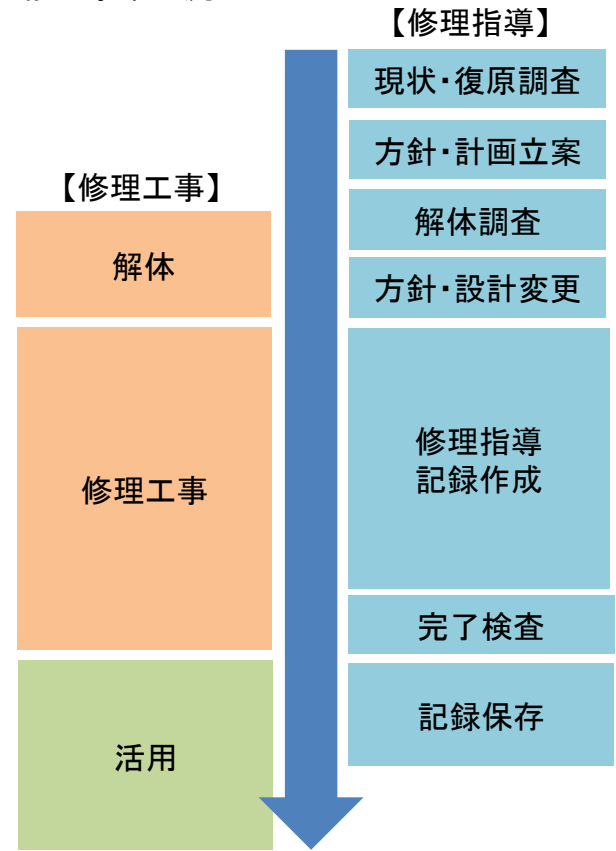
【非伝統的建造物】



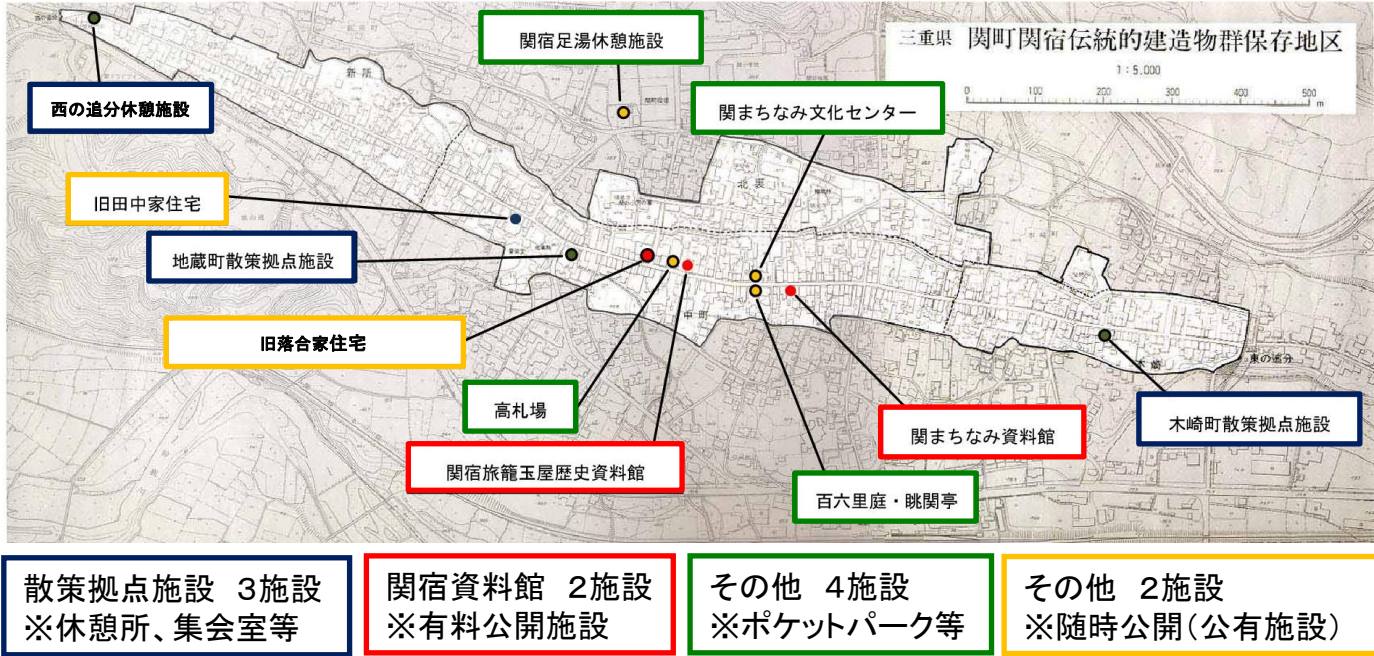
修景



※修理事業の流れ



(4) 保存地区の活用とまちづくり



※電線・電話柱移設、地道風カラー舗装

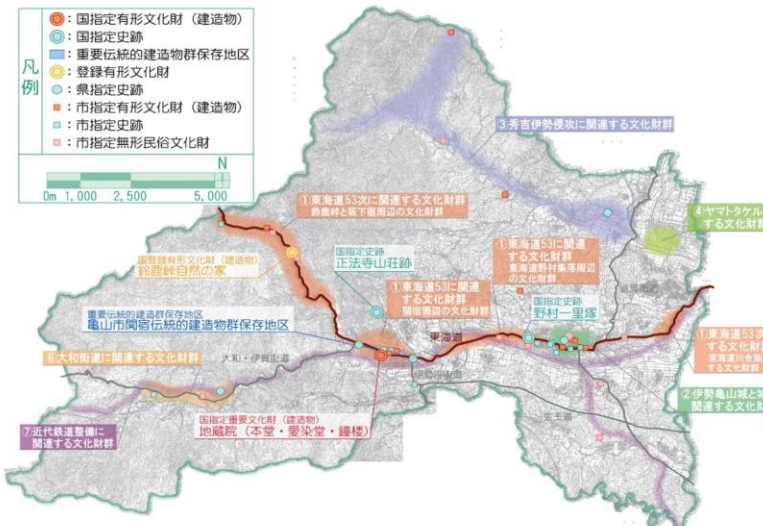


【亀山市歴史的風致維持向上計画】

平成21年、「亀山市歴史的風致維持向上計画」が、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称:「歴史まちづくり法」)に基づく認定を受けた。

東海道53次関宿の歴史的町並み(重伝建)を背景として行われる「関の山車」(市指定有形・無形民俗文化財)の祭り、「旧亀山城多門櫓」(県指定有形文化財(建造物)史跡)などがある旧亀山城内において伝承される「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」(県無形文化財)、坂下宿から鈴鹿峠にいたる峠道で伝承される「正調鈴鹿馬子唄」(市指定無形民俗文化財)や「坂下獅子舞」(市指定無形民俗文化財)などが一体となって形づくっている、市内の東海道沿道の特色ある計画としている。

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を重点区域として、景観計画の策定など景観形成に関する諸施策による歴史的景観の保護を進めている。



(5) 住民等の取組

【伝統的な活動】



関宿祇園夏まつり



舞台回し

【保存する活動】



関宿案内ボランティアの会



史跡の復原

【活用する活動】



関宿スケッチコンクール



旅籠宿泊体験

【工事現場公開】



【防火訓練】



【日常の維持・管理】



関宿では、「生活をしながらの保存」をテーマとして、伝建地区内で暮らし続けていくための工夫や配慮を積み重ね、まちなみを大切に守ってきた。

また、地域に根付いた文化も大切に継承し、関宿のまちなみは、景観的な美しさだけではなく、そこに暮らす人々の姿を感じられる。